

2017年10月 日

各市町村長 様
各市町村議会議員 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 森谷 光夫
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

日頃のご尽力に敬意を表します。

さて、安倍内閣の成長戦略や経済政策の中心的課題として社会保障の全分野にわたる見直しが非常に速いテンポで進められています。2012年の社会保障改革プログラム法に基づいて、2014年・2015年と医療・介護の連続的な制度改革、年金や生活保護の引き下げ、14年の総合確保法、15年の医療制度関連法などで少なくとも19年度まで具体化されています。さらに、「骨太方針2017」、社会保障・税一体改革の促進で、「我が事・丸ごと地域共生社会」にむけ自立や共助を前提に、「地域丸投げ」の地域づくりが強調されています。

一方で、限界を超える医療・介護の負担増で、国民の命と生活は深刻な事態になっています。厚労省の調査(2016年6月)による、国民健康保険料滞納は約312万世帯、後期高齢者医療制度では約23万人。全日本民医連の「2016年経済的事由による手遅れ死亡事例調査」(17年3月)では、経済的事由で治療が遅れた死亡事例は加盟組織で58件。また、介護保険制度で「軽度」者の利用者・家族約800事例の調査結果では、利用抑制や介護離職などで生活が困窮する事例があるなど、看過できない事例が山積となっています。

私たちは、今年38年目を迎えるキャラバン要請行動の中で、住民のくらしを守り改善する要求を掲げ、市町村に要請し、多くの要望を実現していただきました。また、地域住民の命とくらしを守る本来の自治体の役割発揮をお願いしながら、地域住民の実情や要望を踏まえ、国の制度政策について改善を求めてまいりました。

ひきつづき住民の命とくらしを守るため、以下の要望事項について、実現いただきますよう要請します。

【陳情項目】 —★印が懇談の重点項目です—

【I】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

★(1)介護保険料・利用料について

①第7期の介護保険料は、一般会計からの繰入や基金の取り崩しによって引き下げてください。

保険料段階を厚労省基準よりも多段階に設定することで低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。

第6次介護保険事業計画において、低所得段階(第1段階)の保険料率を0.5から0.45に引き下げ、公費による保険料軽減を図っています。また、応能負担を求めるため保険料10段階を設けました。

②介護保険料および利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

利用料についての減免制度は行っていません。

(2) 介護保険利用の際の手続き

★①介護保険利用の相談窓口で専門知識を持った職員を配置し、要介護認定申請の案内を行ってください。

高齢者・介護係員が全員が知識を持って要介護認定申請の案内を行っている。また、ケアマネジャーの資格保有者もおりますので、要介護認定申請案内は的確に行っております。

②「基本チェックリスト」による振り分けは行わず、要介護認定申請を受け付けた上で、地域包括支援センターへつなぐようにしてください。

ご本人の介護予防を維持するために、窓口相談において、明らかに総合事業対象者と判断できる方については、地域包括支援センターへつないでいます。

(3) 基盤整備について

★①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。

施設整備については、介護保険計画に基づき、必要に応じて整備し、待機者の減少に努めています。

②特別養護老人ホームに要介護1・2の方が入所できる「特例入所」について、広報を積極的に行い、入所希望者に対して「特例入所」を適用してください。

特例入所については、必要に応じて対応していきます。入所希望者の公平性を鑑みて広報を積極的に行うことはしません。

(4) 総合事業について

★①総合事業の現行相当サービスが必要な人には継続した利用ができるようにしてください。サービス利用者の「状態像」を一方向的に押しつけたり、期間を区切った「卒業」はしないでください。

総合事業は、ご本人と相談し、必要な方には継続した利用ができるように、また、一方向なおしつけや、期間を区切った卒業は行っていません。

②サービスの提供に必要な総合事業費の確保に努め、自治体としても必要な助成をしてください。

総合事業費は、第6次介護保険計画において必要な財源の確保はしています。次期計画策定においては、ニーズ調査結果を踏まえて、必要な助成を検討していきます。

(5) 高齢者福祉施策の充実について

①サロン、認知症カフェなど高齢者のたまり場事業への助成を実施・拡充してください。

住民主体サロン活動の助成を行っています。今後も継続して実施いたします。

②住宅改修、福祉用具購入、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。

住宅改修、福祉用具購入の受領委任払い制度を実施しております。高額介護サービス費の受領委任払いは、サービス事業所の過誤請求による取り下げ等により決定額が変更になる場合もあるため、混乱を招くことから受領委任払いは行いません。

★(6) 障害者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。

所得税法施行令第10条及び地方税法施行令第7条、第7条の15の7、第46条及び第48条の7の規定、豊山町障害者控除対象者認定実施要領に基づき、要介護1以上の方を障害者控除の対象としています。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を自動的に個別送付してください。

全ての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」を送付しています。

2. 国保の改善について

★①保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。そのために一般会計からの繰入額を増やしてください。

所得激減世帯に対しては前年所得200万円以下を減免対象としています。また低所得世帯については軽減制度を設けています。しかし、毎年度、医療費に対する国保税等の収入が大きく不足し、その不足分を一般会計から繰り入れている現状を考えると国保税を引き下げることが困難だと考えます。

★②18歳未満の子どもについては、子育て支援の観点から均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免制度を実施してください。

18歳未満の子どもを均等割の対象外とすることは困難です。

★③資格証明書の発行は止めてください。保険料(税)を継続して分納している世帯には正規の保険証を交付してください。

資格証明書は現在、発行していません。

④保険料(税)を払えきれない加入者の生活実態把握に努め、むやみに短期保険証の発行や差押えなどの制裁行政は行わないでください。

滞納がある世帯には、納税相談の機会を設け、生活実態を勘案しながら対応していきます。差押えは

悪質な滞納者に対する最終的な手段と考えています。

- ⑤一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。また、制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

一部負担金の減免制度について活用できる水準と考えています。また、町発行の「暮らしの便利帳」にて周知しています。

3. 税の徴収、滞納問題への対応など

税の滞納解決は、児童手当を差押えた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産の差押えは行わないでください。実情をよくつかみ、相談に対応するとともに、地方税法第15条（納税緩和措置）①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

滞納処分（差押）及び激変緩和措置等については、面談を実施するとともに、国税徴収法及び地方税法等の規定に基づき対応しています。

4. 生活保護について

- ★①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、「申請書を渡さない」「就労支援を口実にする」「親族の扶養について問いただす」など、相談者・申請者を追い返すような違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。

関係法令に基づき、県福祉事務所の指導のもと、対応しています。

- ★②ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。また担当者の研修を充実させ、就労支援や生活指導を個別に丁寧に行ってください。

現在の職員体制で十分に対応できていると認識しています。職員研修においては、県社会福祉協議会等が主催する研修会を活用しながら、知識や技術の取得に努めています。

- ③生活保護利用者の人権を侵害する一律的な資産調査をやめてください。

関係法令に基づき、県福祉事務所の指導のもと、対応しています。

- ④通院の移送費（通院費）は金額の多少に関係なく、すべて支給してください。

関係法令に基づき、県福祉事務所の指導のもと、対応しています。

5. 福祉医療制度について

- ★①福祉医療制度（子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療）を縮小せず、存続・拡充してください。

県内市町村の中でも高水準を維持していると考えます。

★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。

現行の制度(入院・通院とも中学校3年生まで)は、一定の到達点と考えます。

③精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。

精神障害者保健福祉手帳1～3級を所持している方には、一般の病気も対象としています。

6. 子育て支援について

(1)「子どもの貧困対策推進法」「子どもの貧困対策に対する大綱」を受け、2016年に県が実施した子ども調査も踏まえて、市町村独自に子どもの貧困対策に計画をもって推進してください。

①愛知県の調査方法に準じて、市町村での子どもの貧困率を調査してください。

現在のところ、実施する考えはありません。

②ひとり親世帯等に対する自立支援計画を策定し、自立支援(教育・高等教育職業訓練)給付金事業、日常生活支援事業等を実施してください。

現在のところ、実施する考えはありません。

★③就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。入学準備金の支給は、新学期開始前にされるよう改善してください。

就学援助制度の生活保護基準額を見直す予定はなく、1.2倍で実施します。また、年度途中の申請については、広報により周知しています。入学準備金の新学期開始前支給については、近隣の状況を確認しながら検討を行います。

④教育・学習支援への取り組みを行うとともに、児童・生徒の「居場所づくり」としても、NPOなどで取り組まれている、「無料塾」や「こども食堂」のとりくみを支援してください。

本町では豊山小学校に放課後子ども教室を設置し、学校活動終了後の子どもの居場所づくりに努めています。

★(2)小中学校の給食費を無償にしてください。未納者が生じないよう、当面一般財源繰り入れによる減額や多子世帯に対する支援などを行ってください。

現在のところ、無償化する考えはありません。

(3)児童福祉法第24条1項に基づき、保育を希望する児童には公的保育による保育実施義務を果たしてください。認定子ども園、保育所、地域型保育事業による小規模保育や家庭的保育等、施設形態の違いによって受ける保育に格差がないようにしてください。また、0歳から6歳まで通える認可保育園を増やしてください。

公立保育園を希望する児童を、公立保育園で受け入れるようにしていきます。豊山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準に定める条例等に基づき、保育格差の防止や認可保育園の増設を実施していきます。

(4)保育施設において、どの時間帯においても、職員配置基準と労働基準法の両立が可能な人件費

財源を確保できるよう、国に要請し、自治体としても独自補助を行ってください。

豊山町保育園運営要綱等に基づき、開園時の適正な職員配置等を実施していきます。
独自補助については、豊山町内に処遇改善等加算の対象施設・事業所が無いため、現在は検討していません。

7. 障害者・児施策の拡充について

- ★①障害者が24時間365日、地域で安心して生活できる「暮らしの場」が選択できるよう、グループホームや入所施設・通所施設などを拡充してください。また、暮らしを支える障害福祉サービスは、余暇利用を含めて障害者・児が必要とする時間を支給してください。

グループホームや入所施設・通所施設などを拡充については、尾張中部福祉圏域(清須市、北名古屋市、豊山町)で協議していきます。また、障害福祉サービスについては、障害者総合支援法に基づき、実施します。

- ②移動支援(地域生活支援事業)を、障害者・児が必要とする通園・通学・通所・通勤に利用できるようにするとともに、入所施設の入所者も余暇利用できるようにしてください。また、診療・治療を受けている時間、院内での待ち時間も移動支援時間として認めてください。

関係法令に基づき、実施します。

- ③障害者(児)の福祉サービスの利用料、給食費などを無償にしてください。

障害者総合支援法に基づき、実施します。

- ★④40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

- 1) 介護保険の利用申請を行わない障害福祉サービス利用者に、障害福祉サービスを打ち切らないでください。

関係法令等に基づき、実施します。

- 2) 障害福祉サービスを利用する人が、要介護認定の非該当になった場合、障害福祉サービスの支給時間を削減することが無いようにしてください。

障害者総合支援法に基づき、実施します。

- ⑤日用品の購入・洗濯・コミュニケーション支援など入院中のヘルパー利用を認めてください。通院ヘルパーについても、病院内・診察中の付き添いを認めてください。

障害者総合支援法に基づき、実施します。

- ⑥障害者が生活するグループホームの夜間体制は、必ず職員を複数配置にするよう基準を定め、報酬単価を改善するよう、国に要望し、自治体でも補助してください。

障害者総合支援法に基づき、実施します。

- ⑦障害者福祉サービスに係るホームヘルパー職など、居宅介護職への社会的理解を広めるために福祉教育をすすめるとともに、介護職の大切さを知らせてください。また、人手不足を解消するため

に、報酬単価を大幅に引き上げるよう、国に要望し、自治体でも補助してください。

障害者総合支援法に基づき、実施します。

8. 予防接種について

- ①流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、ロタウィルスワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチンの任意予防接種に助成制度を設けてください。

これらの感染症については、現在大流行の兆しはないので、助成制度の予定はありません。

- ★②高齢者用肺炎球菌ワクチン(定期接種)の一部負担を無料にしてください。また2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。

定期接種は、現在自己負担額2,500円で実施しており、現時点では無料にする予定はありません。任意接種は、満75歳以上の接種歴のない者を対象に実施しており、2回目の接種を対象とする予定はありません。

【Ⅱ】国および愛知県に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

特に考えていません。

- ①国民健康保険の制度改革にあたり、国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。
- ②マクロ経済スライドを廃止し、「年金カット法」の年金額改定新ルールは実施しないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。
- ③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる軽度者外しはやめてください。介護・福祉労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。
- ④子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で創設してください。
- ⑤障害者・児が24時間365日、地域で安心して生活できる「くらしの場」が選択できるよう、グループホームや入所施設・通所施設などの社会資源を拡充し、福祉人材を確保してください。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

(1) 福祉医療制度について

県の助成対象拡大につきましては、県町村会などを通じて要望していきたいと考えます。

- ①子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。
- ②障害者医療の精神障害者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。
- ③後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大してください。

(2) 市町村国民健康保険への県独自の補助金を復活してください。

特に考えていません。

以上